

原 著

子育ての社会化における親による養育責任
—子育てに関する責任の所在と担われ方の検討をとおして—

Parental responsibilities within the framework of socialization of childcare
— Where responsibility for upbringing of children lies and how it is being carried out —

井上 寿美

要約：本研究の目的は、子育ての社会化において親による養育責任がどのように位置づけられているのかを明らかにすることである。子育てに関する責任の所在と担われ方について検討した結果、明らかになったのは次の3点である。①子育ての社会化において、親による養育責任が顕在的に位置づけられることは相対的に少ない。②親による養育責任が顕在的に位置づけられるさいには、親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合と、親による養育責任はわが子を含む次世代を育てることであると位置づけられる場合の2とおりがある。③親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合、親役割の遂行が強調されることになる。

以上をふまえて考察したのは次の3点である。①子育ての社会化において親による養育責任が顕在化し難い理由は、子育ての第一義的責任を有するのは親であると自明視されており、親による養育責任について、ことさらに取りあげて議論する必要はないと暗黙の内に了解されていることである。②子育ての社会化において親による養育責任が顕在化するさいの理由は、子育てに関する責任の多様な担われ方が議論されることにより、養育責任の主体が不明確になる可能性が生じることである。③子育ての社会化の課題は、社会的養護の下にある子どもの存在が不可視化されていることである。

Key Words：親役割、第一義的責任、社会的養護、不可視化

1. 目 的

本研究の目的は、子育ての社会化において親による養育責任がどのように位置づけられているのかを明らかにすることである。

網野(2000a)は、子育てに関する責任について次のように述べている。子育てに関する責任には、公的責任・社会的責任・私的責任の3つがある。1947年に制定された児童福祉法第1条の「すべて国民は、児童が健やかに生まれ育成されるように努めなければならない」というのは、子育てに関する社会的責任を明示したものである。また、同法第2条の「国及び地方公共団体は、保護者と共に児童を育成する責任を負う」というのは、子育てに関する公的責任を明示したものである。したがって児童福祉法には、子育ての社会化の理念が内包されている。そして、子育ての社会化というのは、「公的責任、

社会的責任をどう果たすかという課題と共に、私的責任つまり親の子育て責任をどう果たすかという根本的な課題とも深くかかわる」(網野2000a:12)のものであると指摘している。

子育ての社会化では、子育てに関する公的責任・社会的責任・私的責任の3つの責任を視野に入れた議論が求められるということである。しかし管見の限りでは、子育ての社会化において、子育てに関するこれら3つの責任を視野に入れて議論しているものは極めて少ない。親が私的責任をどのように担うのかということ積極的に議論に位置づけているのは、森田(2000)と、井上・河野・沢村・ほか(2008)の2つの論考である。森田は、親を「子育てを伝え、考え合う集団」(森田2000:54)を創り運営する主体として位置づけるという議論をおこなっている。井上らは、子育て支援センターの職員による親の位置づけの如何により子育て支援センターの機能に違いが生じるという議論をおこなっている。

以下では、子育ての社会化における子育てに関する公

的責任・社会的責任・私的責任をめぐる議論から、子育ての社会化において「私的責任つまり親の子育て責任」がどのように位置づけられているのかを明らかにする。

2. 方法

CiNii（国立情報学研究所論文情報ナビゲータ）のキーワードに「子育ての社会化」という用語を入れて論文検索をおこなった結果、40件の文献が抽出された（2012年2月2日現在）。抽出された文献の中には、森田(2000)のように、子育ての社会化という用語の概念に言及された論考もみうけられるが、全般的には、子育ての社会化という用語は、概念規定がなされないまま、論者が自らの議論を展開するにあたり都合のよい概念として用いられる傾向にあることが認められた。

抽出された文献のうち、子育てに関する責任をめぐる議論がおこなわれている17本の論考が分析の対象となった。育児不安や子育て支援に対する調査、および学生の意識調査にもとづく論考、また、具体的な実践事例の紹介だけに留まる文献は分析の対象から除外した。また、子育ての社会化に関するメタ議論をおこなっている論考も除外した。

子育ての社会化において、子育てに関する責任の所在がどこであるのか、また子育てに関する責任がどのような形で担われるのかという2つの観点から検討を加えた。責任の所在がどこであるのかについては、網野(2000a)の議論を援用し、公的責任・社会的責任・私的責任という区分を用いた。また、それぞれの責任がどのような形で担われるのかという責任の担われ方については公的責任・社会的責任・私的責任のそれぞれに下位項目を設けて細分類をおこなった。公的責任では基盤整備と組織化、社会的責任では費用負担と協働化、私的責任では役割強調と共同化を下位項目とした。

公的責任を担う主体としては、国や地方公共団体、あるいはまた地方公共団体により設置されている保健所や保育所などの公的機関が挙げられる。国や地方公共団体が条件整備や制度創設をおこなうことを公的責任における基盤整備ととらえている。国や地方公共団体、またはそれらにより設置されている公的機関が、直接、子育てに関する地域ネットワークの形成をはかることを公的責任における組織化ととらえている。

社会的責任を担う主体としては、社会の構成員、企業や労働組合などの機関が挙げられる。社会の構成員や機関が子育て費用を負担することを社会的責任における費

用負担ととらえている。社会の構成員や機関が連携し協働して子育てをおこなうことを社会的責任における協働化ととらえている。

私的責任を担う主体としては、子育ての当事者とされる親が挙げられる。親役割の遂行が強調されることを私的責任における役割強調ととらえている。親たちが共同して子育てをおこなうことを私的責任における共同化ととらえている。

たとえば、公立の地域子育て支援センターが、子育てに関する地域の諸機関の連携をはかるという議論では、公的機関が組織化をおこなった結果、子育てにかかわる地域の関係機関が密接につながり、社会的責任における協働化が促進されることになる。したがってこのような場合は、公的責任における組織化であると同時に、社会的責任における協働化ととらえた。また、地方公共団体が、ファミリー・サポートセンター事業を整備するという議論では、公的機関が基盤整備をおこなった結果、子育てにかかわる地域の人間関係が形成され、社会的責任における協働化が促進されることになる。したがってこのような場合は、公的責任における基盤整備であると同時に、社会的責任における協働化ととらえた。

3. 結果

子育ての社会化における、子育てに関する責任の所在、また子育てに関する責任の担われ方は次の4とおりでである。（次頁【表】参照）

- (1) 基盤整備をおこなうことにより公的に責任を担い、費用負担をおこなうことにより社会的に責任を担う。（以下、公的責任／基盤整備・社会的責任／費用負担と記す）
- (2) 基盤整備をおこなうことにより公的に責任を担い、協働化をおこなうことにより社会的に責任を担う。（以下、公的責任／基盤整備・社会的責任／協働化と記す）
- (3) 基盤整備と組織化をおこなうことにより公的に責任を担い、協働化をおこなうことにより社会的に責任を担う、また共同化をおこなうことにより私的に責任を担う。（以下、公的責任／基盤整備・公的責任／組織化・社会的責任／協働化・私的責任／共同化と記す）
- (4) 基盤整備と組織化をおこなうことにより公的に責任を担い、協働化をおこなうことにより社会的に責

任を担う。また私的責任における親役割の遂行が強調される。共同化をおこなうことにより私的に責任を担う。(以下、公的責任/基盤整備・公的責任/組織化・社会的責任/協働化・私的責任/役割強調・私的責任/共同化と記す)

以下では、(1)～(4)のそれぞれの議論の内容を概観する。

(1) 公的責任/基盤整備・社会的責任/費用負担

岩淵(1998),小林(2003),土堤内(2005),白石(2005,2006a,2006b),楢村(2011)にみられる議論である。子育ての負担軽減をはかることを目的とする「子育て・教育減税の実現」(岩淵1998:41)や、育児給付を目的とする、国民が拠出する社会保険方式による「子育て保険」(小林2003:5)・「育児保険」(白石2005:61)の創設、国・事業主・被用者が拠出する「子育て基金」(楢村2011:87)の創設など、社会全体で子育ての費用負担をおこない、子育て世代を支援していく基盤整備が国の施策としておこなわれる必要がある。

(2) 公的責任/基盤整備・社会的責任/協働化

福川(1998),網野(2000a),尾木(2000),森(2001a,2001b,2002)にみられる議論である。子育て家庭が地

域で孤立しないように、保育所制度の代替としてではない¹⁾「地域の子育てパートナー」(福川1998:24)が根づくような家庭的保育制度(福川1998),「地域における相互援助活動を目的」(網野2000a:16-17)とするファミリー・サポートセンター事業(網野2000a),「オフィシャルな居場所のネットワークの提供」(尾木2000:98)など、地域で協働して子育てできるような基盤整備が公的な機関によりおこなわれる必要がある。あるいはまた、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設が、地域の子育て家庭に対して具体的な負担を軽減する在宅サービスができるように、社会的養護システムを抜本的に再構築した基盤整備が必要である(森2001b)。

(3) 公的責任/基盤整備・公的責任/組織化・社会的責任/協働化・私的責任/共同化

森田(2000),井上・河野・沢村・ほか(2008)にみられる議論である。森田(2000)の議論は次のとおりである。親が親としての知識と技術、経験を身につけ、共同して子育てをおこなう場が育つような場所や学習の機会を提供するなどの基盤整備が公的機関によりおこなわれる必要がある。行政がNPOなどの力も組織して、「これまでのような『預かる』、『教える』という子育て支援ではなく(中略)、子育てを伝え、考え合う集団を自分たちで創りだし、運営していくことを通じて、若い親た

【表】 子育てに関する責任の所在と担われ方

(作成:井上)

文献	公 的 責 任		社 会 的 責 任		私 的 責 任	
	基盤整備	組織化	費用負担	協働化	役割強調	共同化
岩淵(1998)	●		●			
小林(2003)	●		●			
土堤内(2005)	●		●			
白石(2005)	●		●			
白石(2006a)	●		●			
白石(2006b)	●		●			
楢村(2011)	●		●			
福川(1998)	●			●		
網野(2000a)	●			●		
尾木(2000)	●			●		
森(2001a)	●			●		
森(2001b)	●			●		
森(2002)	●			●		
森田(2000)	●	●		●		●
井上ほか(2008)	●	●		●		●
桂(1998)	●	●		●	●	●
山縣(2010)	●	●		●	●	●

ちが必要とする新しい子育て環境が地域に育つ」(森田 2000:54) ような子育て支援を協働してつくり出す必要がある。

井上・河野・沢村・ほか(2008)の議論は次のとおりである。子育て支援施策が行政全体で体系化される基盤整備がおこなわれる必要がある。公立の地域子育て支援センターの役割は、就学前の子育てにかかわるあらゆる施策(教育、保育、福祉、保健など)の窓口となり、それぞれの機関や専門職が協働できるように組織化をはかることである。また親を、援助を受ける者としてではなく、「『子ども』²⁾の育ちを住民、行政とともに支える担い手」(井上・河野・沢村・ほか2008:148)、すなわち共同して「子ども」を育てる主体として位置づけることが必要である(井上・河野・沢村・ほか2008)。

(4) 公的責任/基盤整備・公的責任/組織化・社会的責任/協働化・私的責任/役割強調・私的責任/共同化

桂(1998)、山縣(2010)にみられる議論である。桂(1998)の議論は次のとおりである。国・地方自治体は、地域における子育て支援について新しい施策を導入し、地域の諸資源の組織化をはかる基盤整備をおこなう必要がある。そして、地域子育て支援センターを中心とする地域機関のネットワーク、保健所や家庭児童相談室を中心とする相談機関のネットワーク、子ども家庭センター(児童相談所)を中心とする広域的・専門的援助のネットワークなど、重層構造をなすそれぞれのネットワークが相互にリンクし協働して地域の子育てがおこなえるようなシステムの再構築が必要である。地域子育て支援センターは、「自発的な親同士の交流」、「親たちの自助活動」(桂1998:15)など、親たちが共同して子育てできるような支援をおこなう必要がある(桂1998)。また同時に、「子育ての責任は、第一義的には子どもの親にある」(桂1998:14)と親による養育責任を強く主張する。

山縣(2010)の議論は次のとおりである。地域子育て支援の活動を展開するにあたり自治体の役割は、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、保護者や子育て支援サークルを含む市民グループなど多様なサービス供給主体を組織化し、それらが協働できるような基盤整備をおこなうことである。また子育て支援では、「いわゆる専門的視点以上に子育て仲間の対等な視点が有効となる」ので、共同して子育てをおこなう「経験を共有し合う仲間づくり」(山縣2010:34)が必要である。そして何よりも親

が子育ての「主体者であるように支援すること」(山縣2010:33)が必要となる。

以上から、子育ての社会化において親による養育責任がどのように位置づけられているのかについて次の3点が明らかになった。

第1点、子育ての社会化において、親による養育責任が顕在的に位置づけられることは相対的に少ない。子育ての社会化における、子育てに関する公的責任・社会的責任についてはすべての論考で言及されているが、私的責任、すなわち親による養育責任について言及されているのは全体の4分の1の論考(桂1998, 森田2000, 井上・河野・沢村・ほか2008, 山縣2010)である。

第2点、親による養育責任が顕在的に位置づけられるさいには、2とおりの位置づけられ方がある。1つは、親による養育責任はわが子を育てることにあると位置づけられる場合である(桂1998, 山縣2010)。もう1つは、親による養育責任はわが子を育てることに限定されずに、わが子を含む次世代を育てることにあると位置づけられる場合である(森田2000, 井上・河野・沢村・ほか2008)。前者の、桂(1998)、山縣(2010)は、親の集まりにおいて「親同士の自発的な交流、自発活動」、「経験を共有し合う仲間づくり」、すなわち、親がわが子を育てるために経験を交流し合うことを重視している。一方、後者の、森田(2000)、井上・河野・沢村・ほか(2008)は、親の集まりにおいて「新しい子育て環境が地域に育つ」、「『子ども』の育ちを支える」、すなわち、親がわが子を育てるだけでなく地域の子どもたちを育てることに関心を広げることが重視している。

第3点、親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合、親役割の遂行が強調されることになる。桂(1998)は、「子育ての責任は、第一義的には子どもの親にある」と率直に言及している。また山縣(2010)は、親に対して子育ての「主体者であるように支援すること」と言及している。

上記をまとめると、子育ての社会化における親による養育責任の位置づけられ方について明らかになったのは次の3点である。①子育ての社会化において、親による養育責任が顕在的に位置づけられることは相対的に少ない。②親による養育責任が顕在的に位置づけられるさいには、親による養育責任はわが子を育てることにあると位置づけられる場合と、親による養育責任はわが子を含む次世代を育てることにあると位置づけられる場合の2

とおりがある。③親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合、親役割の遂行が強調されることになる。

4. 考 察

ここでは次の3点について考察する。1点は、子育ての社会化において親による養育責任が顕在的に位置づけられることが相対的に少ない理由、すなわち、子育ての社会化において親による養育責任が顕在化し難い理由である。2点は、子育ての社会化において顕在化し難いはずの親による養育責任が顕在化するさいの理由である。3点は、子育ての社会化の課題についてである。

第1点、子育ての社会化において親による養育責任が顕在化し難い理由は、子育ての第一義的責任を有するのは親であると自明視されており、親による養育責任について、ことさらに取りあげて議論する必要はないと暗黙の内に了解されていることであると考えられる。

親による養育責任が自明視されていることは、次によっても示されている。2003年ごろから政策論議において、子育ての第一義的責任を有するのは親であるというように、親による養育責任が強調される傾向が顕著になっていった³⁾。子育ての社会化がめざしている、親に育児の過剰な負担をかけることがないように、様々な機関や人が子育てを分かち合うことをめざす考え方と、親による養育責任を強調する考え方は、本来、相容れ難いはずである。しかし子育ての社会化において、2つの相容れ難い考え方が混在していると問題視されることはなかった。おそらく、親による養育責任の強調は、子育ての社会化というものをその根底から揺るがす考え方として新たに登場したのではなく、すでにその前提として内包されている考え方が顕在化したに過ぎなかったからであろう。つまり、子育ての第一義的責任を有するのは親であるという政策論議が展開されていることが、子育ての社会化において問題視されなかったという点において、親による養育責任が自明視されていたと言えるのである。

第2点、子育ての社会化において親による養育責任が顕在化するさいの理由は、子育てに関する責任の多様な担われ方が議論されることにより、養育責任の主体が不明確になる可能性が生じることであると考えられる。

養育責任の主体が曖昧になってくると親による養育責任が顕在化していくことは、次によっても示されている。社会全体で子育てを支える方向に舵を切ったとされ

る「子ども・子育てビジョン」⁴⁾(2010年1月)をふまえた「子ども・子育て新システムの基本制度」(2012年3月)において、親による養育責任が繰り返し注目されている。「子ども・子育て新システム」では、社会全体で子育てを支えるために、公的責任を基盤整備と組織化という形で担い、社会的責任を費用負担と協働化という形で担うとされている。本稿で検討した子育ての社会化をめぐるどの議論よりも、社会全体で子育てを支えることを具体化する支援策が多く提示されている。つまり、子育てに関する責任の担い手や担い方が多様である「子ども・子育て新システム」において、「子どもを生み育てるという希望がかなえられる社会を実現」していくためには、「子育てについての第一義的責任が親にあることを前提」とすることが強く示されているという点において、養育責任の主体が不明確になると親による養育責任が顕在化すると言えるのである。

第3点、子育ての社会化の課題は、社会的養護の下にある子どもの存在が不可視化されていることであると考えられる。

子育ての社会化は、親による養育責任に期待することが容易である子どもだけを対象としており、結果として、親による養育責任に期待することが困難である子どもを排除していることは次によっても示されている。子育ての社会化については、育てる主体である親の側からとらえるだけでなく、育つ主体である子どもの側からとらえ、子どもの育ちに着目してその有効性をとらえる議論もなされてきた。子どもの第二の安全基地の形成には、親以外の社会的親による多様なモデリングの影響が欠かせないことから、子育てが社会化されることが必要である(網野2000b)、あるいはまた、子どもには共に育ち合う仲間が不可欠であることから、子どもが育ち合う場としての社会化された場所が必要である(森田2000)というような議論である。

このような議論は、親による養育責任に期待することが困難であるかどうかにかかわらず可能なはずである。しかし、親による養育に期待することが困難である、社会的養護の下にある子どもの育ちの社会化に関する議論は起こらなかった。おそらく、実親から離れて施設で暮らす子どもには、親以外の社会的親による多様なモデリングは、施設職員によって提供されていると考えられてきたからであろう。あるいはまた、施設という場そのものが共に育ち合う仲間がいる場であると考えられてきたからであろう。

しかし、親の代替としての施設職員は、なによりもまず「親」役割を担わざるを得ず、「親」役割と「社会的親」役割という両方の役割を担うことは難しい。また、子どもの日々の暮らしの場となる施設は、なによりもまず「家庭」にならざるを得ず、「家庭」と「社会化された場所」という両方の場所を兼ねることは難しい。したがって、社会的養護の下にある子どもの子育ての社会化を実現していくためには、親による養育に期待することが容易である子どもと同様に、社会的養護の下にある子どもの「社会的親」や「社会化された場所」をいかにして保障するのかについて議論される必要があった。つまり、「社会的親」や「社会化された場所」の議論において、社会的養護の下にある子どもたちが看過されているという点において、彼／彼女たちの存在が不可視可されていると言えるのである。

5. 結論

本研究の目的は、子育ての社会化において親による養育責任がどのように位置づけられているのかを明らかにすることであった。子育てに関する責任の所在と担われ方について検討した結果、次の3点が明らかになった。①子育ての社会化において、親による養育責任が顕在的に位置づけられることは相対的に少ない。②親による養育責任が顕在的に位置づけられるさいには、親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合と、親による養育責任はわが子を含む次世代を育てることであると位置づけられる場合の2とおりがあがる。③親による養育責任はわが子を育てることであると位置づけられる場合、親役割の遂行が強調されることになる。

以上をふまえて、次の3点が考察された。①子育ての社会化において親による養育責任が顕在化し難い理由は、子育ての第一義的責任を有するのは親であると自明視されており、親による養育責任について、ことさらに取りあげて議論する必要はないと暗黙の内に了解されていることである。②子育ての社会化において親による養育責任が顕在化するさいの理由は、子育てに関する責任の多様な担われ方が議論されることにより、養育責任の主体が不明確になる可能性が生じることである。③子育ての社会化の課題は、社会的養護の下にある子どもの存在が不可視化されていることである。

子育てというのは育つ子どもと育てるおとなとの関係の中で立ち現われる現象である。当然のことであるが、子どもがいなくて子育ては現象しない。従来、子

育てについては、育てる主体であるおとなの側から議論されることが多かった。しかし子育てについては、育つ主体である子どもの側からも議論されることが必要であろう。子どもをいかに育てるのかという議論は、子どもがいかに育つのかということをもふまえて議論されなければならない。今後は、本研究で子育ての社会化の課題として提示した、社会的養護の下にある子どもの子育ての社会化について子育て・子育ての両側から検討していきたいと考えている。

-
- 1) 福川（1998）は、家庭的保育制度が成立した背景には保育所不足という緊急事態があり、それは、「安上がりの保育」（福川1998：25）であったと述べている。
 - 2) 「『子ども』の育ち」というように、「子ども」と表記されているのは、井上らの議論では、「子どもはみんなで育てる」（井上・河野・沢村・ほか2008：146）と述べられていることからわかるように、子どもというものを自分の子どもに限定してとらえているわけではないからである。
 - 3) 少子化社会対策基本法（2003年）第2条や次世代育成支援対策推進法（2003年）第3条では、それぞれの施策が、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことを基本としておこなわれる必要があると基本理念が述べられている。また2006年に改訂された教育基本法では、家庭教育の条文が新たに設けられ「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」述べられている。
 - 4) 少子化対策としておこなわれてきた子ども・子育て施策が、子ども・子育て支援へと視点を移したといわれている。

【文献】

- 網野武博（2000a）「多様化する保育サービスの現状と課題—子育ての社会化に向けて」『月刊福祉』83（3）、12 - 17.
- 網野武博（2000b）「『育ち』の力・『育て』の力」『子ども家庭福祉情報』16、46 - 49.
- 土堤内昭雄（2005）「少子化対策から次世代育成支援へ—『子育ての社会化』に向けて」『ニッセイ基礎研 report』（97）、10 - 15.
- 福川須美（1998）「地域の子育てパートナー—『家庭的保育制度』について」『生活教育』42（2）、22 - 25.
- 井上大樹・河野和枝・沢村紀子・ほか（2008）「子育て支援センターの機能と地域子育て協同への可能性」『北海道大学大学院教育学研究紀要』（105）、111 - 150.

- 岩淵勝好 (1998) 「子育ての社会化」『ばんぷう』199, 39 - 41.
- 桂 浩子 (1998) 「東大阪市における『地域子育て支援』に向けての取り組み」『へるす出版生活教育』42 (2), 12 - 16.
- 小林成隆 (2003) 「児童虐待防止等に関する法律の改正に当たっての提言」『名古屋文理短期大学紀要』27, 5 - 12.
- 森 望 (2001a) 「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム」『社会福祉研究』(82), 27 - 35.
- 森 望 (2001b) 「児童養護問題の現状と課題—『子育ての社会化』の視点から—」『小児の精神と神経』41 (5), 327 - 334.
- 森 望 (2002) 「児童虐待防止法等改正と社会的養護の再構築—児童虐待防止法」『世界の児童と母性』53, 42 - 45.
- 森田明美 (2000) 「子育ての社会化—今, これから」『子ども家庭福祉情報』16, 50 - 54.
- 植村秀子 (2011) 「『子育ての社会化』を追求しよう」『社会主義』585, 84 - 87.
- 尾木直樹 (2000) 「逃げ, 子育ての社会化を一春奈ちゃん殺人事件の深層」『世界』(671), 91 - 98.
- 白石真澄 (2005) 「子育ての社会化のために今, なすべきこと—保育サービスの普遍化のために『直接契約制度』の導入を」『NIRA 政策研究』18 (2), 58 - 61.
- 白石真澄 (2006a) 「子育ての社会化のために今, なすべきこと—保育サービス普遍化のために『直接契約制度』の導入を」『地方議会人』37 (3), 17 - 20.
- 白石真澄 (2006b) 「子育ての社会化のために今, なすべきこと—保育サービスの普遍化のために『直接契約制度』の導入を」『地域開発』507, 21 - 24.
- 山縣文治 (2010) 「子育て支援の課題と自治体の役割」『地方自治職員研修』43 (6), 32 - 34.